

建築設計業務等委託契約書の運用基準について

制定 令和6年3月28日 5建第813号

建築設計業務等委託に係る「建築設計業務等委託契約書」について、その運用基準を下記のとおり定める。

記

第1 全般的事項

- 1 この契約書の適用範囲は、建築課、営繕課及び営繕関係地方機関が発注する建築設計業務等とする。
- 2 この契約書は、一般的な規定であり、具体的な契約の締結に当たっては、長崎県財務規則に違反しない限りにおいて、必要に応じ適宜契約の実情に合わせ作成すること。
また、取扱いについては、建設工事執行規則を準用する（様式中「工事」の表示箇所を「委託業務」に改めて使用する。）ものとする。
- 3 この契約に当り、契約担任者において削除すべき条項は、前金払については、100万円未満、部分払については1,000万円未満の業務に係る第35条から第37条までとし、第38条第1項空白部分に「0」を記入する。また、業務委託料が100万円以上の業務の前金払又は、1,000万円以上の業務の部分払を行わない場合の契約についても同様の取り扱いとする。なお、当該業務に全く関係ない条項がある場合においても必ずしもこれを削除する必要はないこと。
- 4 共同企業体と契約を締結する場合においては、次によるものとする。
 - (1) 受注者欄には、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員が記名及び押印すること。なお、変更契約書（変更請書）においても、契約行為であるため代表構成員及び構成員が押印することとする。
 - (2) 条文を削除する場合は、「第〇〇条削除」と記載のうえ全ての構成員が押印するものとする。
 - (3) 契約書の部数は、当該共同企業体を構成する構成員の数に発注者を加えた部数を作成すること。
 - (4) 共同企業体協定書の写しを契約書に添付すること。

第2 各条項について

第4条関係

- (1) 長崎県財務規則（以下「規則」という。）第113条第3号の規定により、契約保証金を免除した場合には、契約書頭書の「6 契約保証金」の欄を「免除」とするとともに第4条を削除すること。
- (2) 発注者は、業務委託料の増額変更を行おうとする場合で、契約保証金等の金額が変更後の業務委託料の100分の5以下になるときは、契約保証金等の金額を変更後の業務委託料の10分の1以上に増額変更するものとする。
- (3) 発注者は、業務委託料の減額変更を行おうとする場合で、受注者から契約保証金等の金額を変更後の業務委託料の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金等の金額を変更後の業務委託料の10分の1以上に保たれ

る範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。

第6条関係

第1項の「成果物が著作権法に該当する場合」について一般的に考えられる著作物を例示すると、以下のとおりであるが、創作性のないもの等著作権法第2条第1項第1号の客観的基準に該当しないものは、著作物と認められない。

- (1) 報告書（著作権法第10条第1項第1号に規定（小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物）する言語の著作物）
- (2) 設計図書（著作権法第10条第1項第6号に規定（地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物）する図形の著作物）
- (3) イメージパース（著作権法第10条第1項第4号に規定（絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物）する美術の著作物）
- (4) ビデオテープ、映画（著作権法第10条第1項第7号に規定する映画の著作物）
- (5) 写真（著作権法第10条第1項第8号に規定する写真の著作物）
- (6) プログラム及びデータベース

- ① 建設コンサルタントが独自に作成したプログラム及びデータベース
- ② 業務を遂行するために必要か、又は効率的に遂行するために業務遂行の過程で開発、作成したプログラム及びデータベース
- ③ 成果物であるプログラム及びデータベース

なお、業務によって得られたノウハウ、業務遂行の過程で開発した解析手法等は、著作権法上の権利の保護の対象にはなっていない。

また、著作権の公有財産台帳への登録については、著作権を第三者に譲渡することが予想される場合、第三者に実施許諾を行った場合、著作権登録した場合など、その財産としての価値が顕在化した場合に行う。

第8条関係

「受注者がその存在を知らなかったとき」とは、受注者が不知を立証したときに、発注者の費用の負担義務が発生するのではなく、発注者が受注者の知悉を立証したときに、発注者の負担義務が免責される。

なお、受注者が第三者の権利の存在を知っていたときは、原因者負担主義の公平の観点から受注者が負担すべきものである。

第10条、第11条関係

管理技術者・照査技術者の資格要件等については、長崎県公共建築設計業務委託共通仕様書等による。

第15条関係

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第16条関係

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。

第20条関係

第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第25条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第23条、第24条第1項及び第2項並びに第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては監督員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書等の変更が行われた日、第21条第3項においては発注者が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては設計図書等の変更がおこなわれた日、第44条第2項においては受注者が業務の一部中止を通知した日をいうものであること。

第26条関係

- (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第24条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第2項の「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては監督員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては発注者が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては設計図書等の変更が行われた日、第24条第2項においては発注者が同条第1項の請求を行った日、第44条第2項においては受注者が業務の一部中止を通知した日をいうものであること。
- (3) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第3項、第24条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (4) 設計変更等により業務委託料を変更する場合における業務委託料の変更及び手続きは、次により処理すること。

- ① 変更後の設計額は、次の算式で算定する。

$$\text{業務価格（落札率を乗じた額）} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$$

$$\text{変更業務費（変更業務委託料）} = \text{業務価格（落札率を乗じた額）} \times (1 + \text{消費税率})$$

業務価格（落札率を乗じた額）は、1,000円未満を切り捨て、1,000円単位とする。

- ② 変更後の設計額が変更前の設計額に比し減となるもの若しくは20パーセント以下の増となるもの、又は変更後の設計額が100万円を超えないものは、算定した額をもって変更業務委託料とし、その額を提示して契約変更申込書（様式第6号）により申込み、受注者から契約変更請書（様式第7号）を徴すること。
- ③ 変更後の設計額が変更前の設計額に比し20パーセントを超える増となる場合は、受注者から見積書を徴したうえ契約変更申込書（様式第6号の2）により申込み、受注者から契約変更請書（様式第7号）を徴すること。
- ④ 業務委託料の変更について受注者と協議して定める場合は、協議が成立した時点でその額により契約変更申込書（様式第6号の2）により申込み、受注者から契約変更請書（様式第7号）を徴すること。
- ⑤ 口頭契約による軽微な業務で業務委託料の変更を要する場合の手続きは、(4)の②によること（100万円を超えないものは、契約変更申込書の省略可）。また、口頭契約は、現在の業務委託料が書面により締結されていないため、現業務委託料と変更業務委託料が併記された契約変更請書（様式第7号の2）を徴すること。

第30条関係

- (1) 第4項の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料の1000分の5に相当する額（この額が20万円を超えるとき

は20万円)に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。

(3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいうものであること。

第35条関係

第3項の「業務委託料が著しく増額された場合」とは、増額前の業務委託料の50パーセント以上かつその額が100万円以上の場合をいう。

第36条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金を下らないこと。

第54条関係

(1) 第4項の「撤去」には、貸与品等を発注者に返還することが含まれること。

(2) 第6項の「処分」には、貸与品を回収することが含まれること。

第55条関係

(1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。

(2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。また、履行期間後に完了検査を行った場合については、完了検査の結果不合格とされた日から修補が完了して再検査に合格した日までの日数を遅延日数とする。

第3 様式について

関係様式は、別記1（一覧表）によるものとする。

附 則

この運用基準は、令和6年4月1日から施行する。（令和6年3月28日 5建第813号）

発注者 職氏名 様

受注者 住所
氏名

管 理 技 術 者 通 知 書
照 査 技 術 者 通 知 書

次のとおり定めましたので、契約書第10・11条により技術者の履歴書を添えて通知します。

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所
- 4 管 理 技 術 者
（資格交付番号 ）
照 査 技 術 者
（資格交付番号 ）

（注）管理技術者、照査技術者毎に履歴書を作成し提出すること。

（注）資格により管理技術者、照査技術者を配置する場合は、当該資格者証等の写しを提出すること。

発注者 職氏名 様

受注者 住所
氏名

貸 与 品 借 用 書

次のとおり貸与品を機能現況確認のうえ借用いたします。

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所
- 4 貸 与 品
 - (1) 品 名
 - (2) 数 量
 - (3) 品 質
 - (4) 規格または品質
- 5 引渡しを受けた場所
- 6 引渡しを受けた年月日

発注者 職氏名 様

受注者 住所
氏名

貸 与 品 返 還 書

次のとおり貸与品の機能現況確認のうえ返還いたします。

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所
- 4 返 還 品
 - (1) 品 名
 - (2) 数 量
 - (3) 品 質
 - (4) 規格または品質
- 5 引渡しを受けた場所
- 6 引渡しを受けた年月日

様式第6号(契約書第26条関係)

契約変更申込書

年 月 日

様

発注者 職氏名 印

委託業務番号

委託業務の名称

年 月 日締結した委託業務の契約を下記のとおり変更したいので、申し込みます。

なお、この変更について異議がなければ、建築設計業務等委託契約書の運用基準に定める契約変更請書を送付して下さい。

記

- 1 現業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 変更業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 業務委託料の増(減)額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 円)
- 4 現履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日 日間
- 5 変更履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日 日間
- 6 部分払回数 現回数 回
変更回数 回
- 7 変更内容 別冊設計図書のとおり。

- 備考
- 1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、発注者において変更業務委託料等を提示して申込みをする場合に使用する。
 - 2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、業務委託料に10/110を乗じて得た額である。
 - 3 消費税及び地方消費税に関する部分については、受注者が課税業者である場合に使用する。

契 約 変 更 申 込 書

年 月 日

様

発注者 職氏名 印

委託業務番号

委託業務の名称

年 月 日締結した委託業務の契約は、見積(協議)の結果、下記のとおり変更することになったので、建築設計業務等託契約書の運用基準に定める契約変更請書を送付して下さい。

記

- 1 現業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 変更業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 業務委託料の増(減)額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 円)
- 4 現履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日 日間
- 5 変更履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日 日間
- 6 部分払回数 現回数 回
変更回数 回
- 7 変更内容 別冊設計図書のとおり。

- 備考 1 この申込書は、受注者からあらかじめ見積書を徴して変更業務委託料を決定した場合及び受注者と協議して変更業務委託料等を決定した場合に使用する。
- 2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、業務委託料に10/110を乗じて得た額である。
- 3 消費税及び地方消費税に関する部分については、受注者が課税業者である場合に使用する。

様式第6号の3（契約書第26条・40条・42条関係） ※債務負担契約用

契 約 変 更 申 込 書

年 月 日

様

発注者 職氏名 印

委託業務番号
委託業務の名称

年 月 日締結した委託業務の契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。

なお、この契約変更について異議がなければ、建築設計業務等委託契約書の運用基準に定める契約変更請書を送付してください。

記

- 1 現業務委託料 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ）
- 2 変更業務委託料 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ）
- 3 業務委託料の増（減）額 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増（減）額 ¥ ）
- 4 現履行期間 着 手 年 月 日
 完 了 年 月 日 日間
- 5 変更履行期間 着 手 年 月 日
 完 了 年 月 日 日間
- 6 部分払回数 現 回 数 回
 変更回数 回
- 7 支払限度額等 現 支 払 限 度 額 年度 ¥
 変更支払限度額 年度 ¥
 現履行高予定額 年度 ¥
 変更履行高予定額 年度 ¥
- 8 変 更 内 容 別冊設計図書のとおり。

備考 1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、契約担任者において変更業務委託料等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい業務委託料に10/110を乗じて得た額である。

契 約 変 更 申 込 書

年 月 日

様

発注者 職氏名

印

委託業務番号
委託業務の名称

年 月 日締結した委託業務の契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。

なお、この契約変更について異議がなければ、建築設計業務等委託契約書の運用基準に定める契約変更請書を送付してください。

記

- 1 現業務委託料 ¥
- 2 変更業務委託料 ¥
- 3 業務委託料の増（減）額 ¥
- 4 現履行期間 着手 年 月 日
 完了 年 月 日 日間
- 5 変更履行期間 着手 年 月 日
 完了 年 月 日 日間
- 6 部分払回数 現回数 回
 変更回数 回
- 7 支払限度額等 現支払限度額 年度 ¥
 変更支払限度額 年度 ¥
 現履行高予定額 年度 ¥
 変更履行高予定額 年度 ¥
- 8 変更内容 別冊設計図書のとおり。

備考 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、契約担任者において変更業務委託料等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による免税事業者であるときに使用する。

契 約 変 更 申 込 書

年 月 日

様

発注者 職氏名 印

委託業務番号
委託業務の名称

年 月 日締結した委託業務の契約は、見積（協議）の結果、下記のとおり変更することになったので、建築設計業務等委託契約書の運用基準に定める契約変更請書を送付してください。

記

- 1 現業務委託料 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ）
- 2 変更業務委託料 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ）
- 3 業務委託料の増（減）額 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増（減）額 ¥ ）
- 4 現履行期間 着 手 年 月 日
 完 了 年 月 日 日間
- 5 変更履行期間 着 手 年 月 日
 完 了 年 月 日 日間
- 6 部分払回数 現 回 数 回
 変更回数 回
- 7 支払限度額等 現 支 払 限 度 額 年度 ¥
 変 更 支 払 限 度 額 年度 ¥
 現 履 行 高 予 定 額 年度 ¥
 変 更 履 行 高 予 定 額 年度 ¥
- 8 変 更 内 容

備考 1 この申込書は、受注者からあらかじめ見積書を徴して変更業務委託料を決定した場合及び受注者と協議して変更業務委託料等を決定した場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、業務委託料に10/110を乗じて得た額である。

契 約 変 更 請 書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

印

年 月 日締結した委託業務契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所 市(郡) 町 地内
- 4 業務委託料の増(減)額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 円)
- 5 契約保証金の追納(還付)額 円
- 6 履 行 期 間 日間延長(短縮)
現 履 行 期 間 着手 年 月 日
完了 年 月 日 日間
変 更 履 行 期 間 着手 年 月 日
完了 年 月 日 日間
- 7 部 分 払 回 数 現 回 数 回
変更回数 回
- 8 委 託 業 務 内 容 別冊設計図書のとおり。
- 9 そ の 他 原委託契約書のとおり。

- 備考 1 「業務委託料の増(減)額」及び「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額」は、契約変更申込書の当該事項の金額を記入する。
2 消費税及び地方消費税に関する部分については、受注者が課税業者である場合に使用する。
3 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

契 約 変 更 請 書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

印

年 月 日締結した委託業務契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所 市（郡） 町 地内
- 4 現業務委託料 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 ）
- 5 変更業務委託料 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 ）
- 6 業務委託料の増（減）額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増（減）額 円 ）
- 7 契約保証金の追納（還付）額 円
- 8 履 行 期 間 日間延長（短縮）
現履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日 日間
変更履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日 日間
- 9 部分払回数 現回数 回
変更回数 回
- 10 委託業務内容 別冊設計図書のとおり。
- 11 そ の 他 原委託契約書のとおり。

備考 1 この請書は、受注者が消費税法に規定する課税事業者で、当初口頭契約により契約をした場合で第1回契約変更時の請書に使用する。なお、第2回契約変更以降の請書は様式第7号による。
2 「業務委託料の増（減）額」及び「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増（減）額」は、契約変更申込書の当該事項の金額を記入する。
3 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

契 約 変 更 請 書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

印

年 月 日締結した委託業務契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所 市（郡） 町 地内
- 4 業務委託料の増（減）額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増（減）額 円 ）
- 5 契約保証金の追納（還付）額 円
- 6 履 行 期 間 日間延長（短縮）
現 履 行 期 間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日 日間
変 更 履 行 期 間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日 日間
- 7 部分払回数 現回数 回
変更回数 回
- 8 支払限度額等 現支払限度額 年度 円
変更支払限度額 年度 円
現履行高予定額 年度 円
変更履行高予定額 年度 円
- 9 委託業務内容 別冊設計図書のとおり。
- 10 そ の 他 原委託契約書のとおり。

備考 1 この請書は、受注者が消費税法に規定する課税事業者である場合に使用する。
 2 「業務委託料の増（減）額」及び「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増（減）額」は、契約変更申込書の当該事項の金額を記入する。
 3 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

契 約 変 更 請 書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

印

年 月 日締結した委託業務契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所 市（郡） 町 地内
- 4 業務委託料の増（減）額 ￥
- 5 契約保証金の追納（還付）額 ￥
- 6 履 行 期 間 日間延長（短縮）

現履行期間	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	日間
変更履行期間	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	日間
- 7 部分払回数 現回数 回
変更回数 回
- 8 支払限度額等

現支払限度額	年度	￥
変更支払限度額	年度	￥
現履行高予定額	年度	￥
変更履行高予定額	年度	￥
- 9 委託業務内容 別冊設計図書のとおり。
- 10 そ の 他 原委託契約書のとおり。

- 備考 1 この請書は、受注者が消費税法の規定による免税事業者にある場合に使用する。
2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

契 約 変 更 請 書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

印

年 月 日締結した委託業務契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所 市（郡） 町 地内
- 4 現業務委託料 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ）
- 5 変更業務委託料 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ）
- 6 業務委託料の増（減）額 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増（減）額 ￥ ）
- 7 契約保証金の追納（還付）額 ￥
- 8 履 行 期 間 日間延長（短縮）
現履行期間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日 日間
変更履行期間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日 日間
- 9 部分払回数 現回数 回
変更回数 回
- 10 支払限度額等 現支払限度額 年度 ￥
変更支払限度額 年度 ￥
現履行高予定額 年度 ￥
変更履行高予定額 年度 ￥
- 11 委託業務内容 別冊設計図書のとおり。
- 12 そ の 他 原委託契約書のとおり。

備考 1 この請書は、受注者が消費税法に規定する課税事業者で、当初口頭契約により契約をした場合で第1回契約変更時の請書に使用する。なお、第2回契約変更以降の請書は様式第7号の3による。

2 「業務委託料の増（減）額」及び「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増（減）額」は、契約変更申込書の当該事項の金額を記入する。

3 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

年 月 日

発注者 職氏名 様

受注者 住所
氏名

業 務 完 了 報 告 書

下記の業務は、 年 月 日完了しましたので、契約書第32条第1項によりお届けします。

記

1 委託業務番号

2 委託業務の名称

3 委託業務の場所

4 業務委託料

5 履行期限 年 月 日

発注者 職氏名 様

受注者 住所
氏名

成 果 物 引 渡 書

次の業務について検査が合格いたしましたので、契約書第32条第3項により成果物を引渡します。

記

1 委託業務番号

2 委託業務の名称

3 委託業務の場所

4 検査年月日 年 月 日

発注者 職氏名 様

受注者 住所
氏名

指 定 部 分 業 務 完 了 通 知 書

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 履 行 期 間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 業 務 委 託 料 円

上記業務について、次のとおり部分完了しましたので、契約書第39条第1項の規定により通知します。

部分完了の内容

- (1) 部分完了の範囲
- (2) 完 了 年 月 日

様式第12号（契約書第39条関係）

年 月 日

発注者 職氏名 様

受注者 住所
氏名

（ 指 定 部 分 引 渡 書
引 渡 部 分 引 渡 書 ）

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称

（ 指定部分業務の名称
引渡部分 ” ）

指定部分

上記業務の、
引渡部分

に係る次の業務の成果物を、契約書第39条第1項の規定により引渡します。

引 渡 す 成 果 物 の 内 容			
成果物の名称	細 別	規 格	冊 数

※運用基準追加様式

既 済 部 分 検 査 申 込 書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

下記委託業務の既済部分の検査方申込みます。

記

- 1 委 託 業 務 番 号
- 2 委 託 業 務 の 名 称
- 3 委 託 業 務 の 場 所 市（郡） 町 地内
- 4 業 務 委 託 料 ¥
- 5 履 行 期 間 年 月 日
 年 月 日
- 6 出 来 高 年 月 日現在の出来高は別紙調書のとおり。

※運用基準追加様式

既 済 部 分 検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

様

発注者 職氏名 印

年 月 日に申込があった委託業務の既済部分の検査について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所 市（郡） 町 地内
- 4 業務委託料 ¥
- 5 履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 既済部分検査年月日 年 月 日
- 7 検査職員職氏名
- 8 出来高 %

(注) 今回の部分払支払可能額は次の式において求められる金額の範囲内となります。

(1) 単年度工事の場合

$$A \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託料}} \right) - \text{既支払部分払額}$$

(2) 債務負担行為による業務委託の場合

$$A \times \frac{9}{10} - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当会計年度部分払金額}) - (A - \text{前年度までの履行高予定額} + \text{履行高超過額}) \times \frac{\text{当会計年度前払金額}}{\text{当会計年度履行高予定額}}$$

※ A = 業務委託料相当額 = 業務委託料 × 既履行部分

完 成 払 請 求 書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

印

(押印省略の場合は以下を記載する。〔備考2〕を参照。)

	氏 名	電話番号
発行責任者		
発行担当者		

下記のとおり、業務委託料の支払を請求します。

記

¥

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所 市(郡) 町 地内
- 4 業 務 委 託 料 ¥
- 5 受 領 済 額 ¥
- 6 差引今回請求額 ¥
- 7 受 領 の 方 法
 - 口座振替払 銀行 店
 - 預金種目 (1 普通 2 当座 3 その他 ())
 - 口座番号
 - 口座名義 (片仮名書きにより記載)

- 備考 1 金額は、アラビア数字を用い、請求金額は、訂正又はまっ消することはできない。
- 2 押印省略可。ただし、押印省略の場合、「発行責任者及び担当者(同一でも可)」の氏名及び連絡先を記載すること。

前 金 払 請 求 書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名 印

(押印省略の場合は以下を記載する。〔備考3〕を参照。))

	氏 名	電話番号
発行責任者		
発行担当者		

下記のとおり前払金を請求します。

記

¥

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務の名称
- 3 委託業務の場所 市(郡) 町 地内
- 4 業務委託料 ¥
- 5 履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 受領済みの前払金額 ¥
- 7 受領の方法
口座振替払 銀行 店
預金種目 (普通)
口座番号
口座名義 (片仮名書きにより記載)

- 備考
- 1 金額は、アラビア数字を用い、請求金額は、訂正又はまっ消することはできない。
 - 2 保証事業会社の交付する保証証書を添付すること。
 - 3 押印省略可。ただし、押印省略の場合、「発行責任者及び担当者(同一でも可)」の氏名及び連絡先を記載すること。

※工事執行規則の施行について準用様式

様式第18号（契約書第38条関係）

部分払額算出計算書		(第 回)
年度	第	号
委託業務の名称		
委託業務の場所		
受注者		
現業務委託料 ①	¥	
既履行部分高業務費 ② (設計額ベース)	¥	
現設計額 ③	¥	
第1回部分払算出時 業務委託料相当額 ④	¥	部分払額算出計算書(第1回)の⑥を記入する
第2回部分払算出時 業務委託料相当額 ⑤	¥	部分払額算出計算書(第2回)の⑥を記入する
業務委託料相当額 ⑥	¥	$⑥ = (① \times ② / ③) - ④ - ⑤$
前払金額 ⑦	¥	
部分払支払可能額 ⑧	¥	$⑧ = ⑥ \times (9 / 10 - ⑦ / ①)$

(注) ④、⑤欄は、第2回以降の部分払時に記入。(第1回部分払時には記入不要)

部分払額算出計算書（債務負担行為関係）	（第 回）
委託業務の名称	
委託業務の場所	
受注者	
業務委託料相当額…A	¥
前会計年度までの の支払金額…B	
当該会計年度 前払金額…C	¥
当該会計年度の 部分払金額…F	
前年度までの 履行高予定額…G	¥
履行高超過額…H	
当該会計年度の 履行高予定額…I	¥
現業務委託料…D	
部分払金の額…E	¥
$E \leq A \times \frac{9}{10} - (B + F) - \{A - (G + H)\} \times \frac{G}{I}$	